宅地開発事業に基づく消防施設等に関する指導要綱

平成 18 年 3 月 27 日 訓令第 25 号 改正 令和 2 年 3 月 2 日訓令第 4 号

令和4年2月22日訓令第5号 令和4年3月30日訓令第6号

令和6年3月22日訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、香取広域市町村圏事務組合消防本部(以下「事務組合消防本部」という。)を構成する香取市・多古町・東庄町の宅地開発事業に係わる消防施設の整備拡充を指導することを目的とする。

(適用基準)

- 第2条 この訓令は、香取市宅地開発事業指導要綱(平成18年香取市告示第127号)第3条第3項及び東庄町宅地開発事業指導要綱(平成29年東庄町告示第31号)第3条第2項を準用し、開発面積が3,000平方メートル以上の事業について適用する。ただし、多古町は、多古町宅地開発指導要綱(平成4年多古町告示第29号)第3条の事業について適用する。
- 2 一団の土地を2以上に分割して宅地開発を行う場合及び複数の者が共同して宅地開発を行うと認められる場合には、それらの全面積について適用する。
- 3 開発区域以外の消防水利の設置状況、予定建築物の構造、階数、用途等により、消防水利の設置が必要と判断されたときには開発要綱の設置基準以下であっても、消防水利等設置を指導するよう努めるものとする。

(協議(同意)の申請)

第3条 この訓令に基づく消防協議(同意)申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、開発事業に係わる消防協議(同意)申請書(別記第1号様式)により香取広域市町村圏事務組合消防長(以下「消防長」という。)に申請しなければならない。

(協議(同意)の実施)

第4条 消防長は、消防協議(同意)申請がなされた場合、書類及び現況調査の上、消防水利の必要の要否について申請者と協議し、必要な指示をするとともに開発事業に係わる消防水利設置同意書(別記第2号様式)を提出させる。

(協議(同意)の内容)

第5条 消防水利は、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に定める整備基準

による消火栓又は防火水槽(消防長が認めるもの)とし、次に定めるところによるものとする。

- (1) 消防水利は、消防ポンプ自動車が容易に接近、取水可能な場所に設置すること。
- (2) 消防水利は、開発区域内全てを包含しなければならない。この場合において、一つの消防水利により包含できる範囲は、次の表に掲げる数値以下となるよう設けること。また、消火栓に偏ることのないよう考慮する。

用途地域	消防水利からの水平距離
近隣商業地域、商業地域 工業地域、工業専用地域	100 m
その他の用途地域及び用途地域の定め られていない地域	120 m

- (3) 防火水槽は、耐震性能を有し消防防災施設整備費補助金交付金要綱(平成14年消防消第69号)の基準額に定める規格により設置するものとし、次のとおりとする。
 - ア 現場打ち防火水槽については、事務組合消防本部が設置する防火水槽に準ずる ものとする(別記1参照)。
 - イ 二次製品防火水槽については、I型、II型、III型ともに財団法人日本消防設備安全センターの認定品を受けたものとする。
 - ウ 吸管投入孔の蓋は転落防止型とし、I型は上部総荷重1 t/m²のマンホール型とし、I型は総重量20トン、III型は総重量25トンの自動車荷重の丸型とする(別記2参照)。
- (4) 消火栓は、65 ミリメートルの口径を有するもので、直径 150 ミリメートル以上 の配水管に設置するものとする。ただし、管網の一辺が 180 メートル以下となるように配管されている場合は、管網の管の直径を 75 ミリメートル以上とすることができる (別記 3 1 参照)。また、直径 150 ミリメートル以上の配管から分岐された直径 75 ミリメートル以上の枝状配管の場合、分岐点から 180 メートル以内に設置された 1 個目の消火栓は、消防水利の基準に定める給水能力があるものとする (別記 3 2 参照)。
- (5) 前号の規定にかかわらず、解析及び実測により、取水可能水量が毎分1立方メートル以上であると認められるときは、管の直径を75ミリメートル以上とすることができる。この場合において、消火栓の位置その他の消防水利の状況を勘案し、地

域の実情に応じた消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならない。

- (6) 消防水利には、水利標識を設置するものとし、設置位置にあっては消防水利が容易に確認でき、消防活動上支障がない位置とすること(防火水槽については別記4-1参照、消火栓については別記4-2参照)。
- (7) 開発区域周辺に既存の消防水利が整備されている場合で、当該既存消防水利の 有効範囲内に当該開発区域が包含できる場合は、新たな消防水利の設置は必要な いものとする。また、開発区域周辺に私設消防水利が既存する場合で、私設消防水 利の所有者の承諾書(別記第3号様式)がある場合も同様とする。ただし、包含範 囲内に幹線道路、河川、軌道敷、擁壁、崖及び建築物等消防ホースを延長すること が困難で消防活動上支障がある場合は除く。
- (8) 消防水利の維持管理は、設置された防火水槽及び用地共に、市、町に帰属された ものについては、事務組合消防本部の管理とする。ただし、市、町に帰属されない 場合は、所有者の維持管理とする。また、付近での火災等災害発生時は、消防隊の 使用に協力するものとする。

(消防活動空地)

- 第6条 事業者は、3階以上の中高層建築物を建築する場合は、建築物の5メートル以内にはしご車が接近し、操作できる消防活動空地(以下「空地」という。)及び進入路を確保するとともに、はしご車の操作に支障となる物件についても関係機関と協議し、移設に努める。なお、空地は、原則として2箇所以上設けるものとする。
- 2 空地は、次の各号によるものとする。
 - (1) 幅6メートル以上、長さ12メートル以上とし、建築物との距離を5メートル以 内となるようにすること。また、空地が容易に認識でき、かつ、一般車両の駐車を 制限するため、黄色線により表示を行うこと(別記5参照)。
 - (2) 伸張されるはしごの周囲(上下左右)には、1メートル以上の空間を確保できるようにすること。
 - (3) はしご架てい箇所は、原則として2面確保し、バルコニーがある場合はバルコニー側2箇所とし、確保できない場合は、バルコニー側1箇所と反対側の出入り口側1箇所に架ていできるようにすること。
 - (4) 道路と施行区域内の通路が交わる場合は、必要に応じて、すみ切りを設けること (別記6参照)。
 - (5) 空地の構造は、はしご車の重量(20トン)に耐えられる構造とすること。

(消防水利設置事前審査)

- 第7条 消防水利を設置しようとする事業者は、あらかじめ次に定める資料を添えて消 防長の審査を受けなければならない。
 - (1) 消防用水利設置計画審查願(別記第4号様式)
 - (2) 案内図
 - (3) 公図 (写し)
 - (4) 土地利用計画図兼消防水利配置計画図
 - (5) 建築物の配置図、平面図、立面図等
 - (6) 材料承認願
 - (7) 消防水利構造図又は水道配管図
 - (8) 工程表

(開発事業に係わる消防協議(同意)済書の交付)

第8条 消防長は、書類審査及び現況調査並びに協議事項が整ったときは、申請者に対し、 開発事業に係わる消防協議(同意)済書(別記第5号様式)を交付するものとする。

(協議(同意)内容の変更申請)

- 第9条 事業者は、消防協議(同意)申請後、申請内容に変更が生じた場合、開発事業に 係わる消防協議(同意)変更承認申請書(別記第6号様式)とともに、変更に係わる下 記書類を添付し、承認を得なければならない。
 - (1) 公図(写し)
 - (2) 土地利用計画図兼消防水利配置計画図
 - (3) 消防水利構造図又は水道配管図
- 2 前項の規定にかかわらず、土地利用の内容変更のみが生じた場合は、消防協議(同意) 変更承認申請書(別記第6号様式)と公図(写し)とする。

(協議(同意)の廃止(休止))

第10条 事業者は、消防協議(同意)申請を廃止・(休止)するときは、開発事業廃止 (休止)申請書(別記第7号様式)により申請しなければならない。

(消防水利設置同意書)

第11条 消防長は、第3条の審査結果、前条の規定に合致していると認めた場合は、消防水利設置同意書(別記第8号様式)を交付するものとする。

(消防水利着工届出書)

第12条 前条の規定により同意書の交付を受けた事業者は、その写しを添えて工事を 着工しようとする7日前までに、消防水利着工届出書(別記第9号様式)を提出しなけ ればならない。

(検査)

- 第13条 事業者は、工事着工後、次の検査を受けなければならない。ただし、消火栓の 場合は、水道事業管理者と合同で行うものとする。
 - (1) 現場打ち防火水槽
 - ア 基礎検査 (床配筋完了時)
 - イ 中間検査(壁、スラブ配筋完了時)
 - ウ 完成検査(標識設置後)
 - 工 水張検査(防火水槽内水張完了後)
 - (2) 二次製品防火水槽
 - ア 基礎検査(基礎底面の処理後)
 - イ 中間検査(組立て完了後)
 - ウ 完成検査(標識設置後)
 - 工 水張検査 (防火水槽内水張完了後)
 - (3) 消火栓
 - ア 基礎検査(配水管布設工後)
 - イ 完成検査(標識設置後)

(消防水利設置同意内容変更届出)

第14条 事業者は、消防水利設置計画審査願を提出後、工事等の内容に変更が生じた場合は、消防水利設置計画変更承認願(別記第10号様式)を提出し、消防長の承認を得なければならない。

(消防水利竣工届出書)

- 第15条 事業者は、工事が完成した場合、消防水利竣工届出書(別記第11号様式)を 提出しなければならない。併せて、次に定める工程の説明を加えた写真帳を提出しなけ ればならない。
 - (1) 現場打ち防火水槽
 - ア 着工前の状況
 - イ 掘削工
 - ウ 割栗石工(目潰し共)
 - エ 捨てコンクリート
 - オ 基礎ベース配筋及びコンクリート打設工
 - カ 壁、スラブ配筋及びコンクリート打設工(型枠、鉄蓋)

鉄蓋は、スラブから2センチメートル上げ擦り付ける。

- キ 上部スラブ角面は面木を使用し、破損防止のため面をとる。
- ク 完成(標識設置後)
- (2) 二次製品防火水槽(認定番号の入ったもの)
 - ア 着工前の状況
 - イ 掘削工
 - ウ 基礎ベース (認定品の構造とする。ただし、基礎配筋をすること。)
 - エ 鉄蓋真下の基礎ベースにピットを設けること。
 - 才 製品据付 (緊張工程)
 - カ 漏水防止 (コーキング) 内装モルタル仕上げ
 - キ 完成(標識設置後)
- (3) 消火栓
 - ア 着工前の状況
 - イ 掘削工
 - ウ 配水管布設工
 - 工 舗装工
 - 才 完成(標識設置後)
- 2 消防長は、全ての検査に合格していると認めた場合は、消防水利完成検査済証(別記 第12号様式)を交付するものとする。

(その他)

第16条 この訓令により難いもの又は定めのない事項については、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第3条)

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合

消防長	様
/日 D/I Г∨	<u></u>
113 123 15	

事業主任	主所	 		
氏	名	 		
電	話	()	
担当者」	氏名	 		
連絡先電	電話	()	

開発事業に係わる消防協議(同意)申請書

下記により開発事業をしたいので、消防協議(同意)申請をいたします。

記

	名	称										
جارا.	罒	市・時	丁 大气	字	字	地外		筆	地目			
11/	置	用途地域			防火地	域	防 火		く・ 準耐火		· そ(の他
	面	積	公簿		n	n²	実測					m²
	用	途	宅地	分譲・建	赴売分譲	• 賃	貸住宅	• そ	の他	()
	X	画数(戸数)										
	X	画面積	最大		n	n²	最小					m²
工	着	手予定年月日				年		月		日		
事	完	了予定年月日				年		月		日		
計画	設	:計者住所氏名					現積	易者				
	施	行者住所氏名						活号		()	
	*	受 付 欄			*	経		過	欄			

土	種	別	面	積	t m²	比	率	%		備	考
地	宅	地									
の	農	地									
	山	林									
現	そ	の他									
況		計									
	ź	種 5	II	面	積	m²	比	率	%	備	考
土		道	路								
地	公共	公	園								
	施	その他公共	 								
利	設	小	計								
用	そ	住宅旅	1 設								
計	の	未利用	地								
画	他	その	他								
		合 計									
消防力の	1									D及び同条第2号 工業専用地域(1	号に規定する準 100m)
整備指針	2 市									也及び同条第2号 っれてない地域	号に規定する準 (120m)
第四条											
消防活動空地			内に	なるよう	うにす	ること。	。ま7	ئى ئىرى	空地が	ぶ容易に認識でき	、建築物との距 き、かつ、一般

注 意

- 1. この様式の大きさは、日本産業規格A-3とする。
- 2. この申請書に、①施工区域位置図(案内図 1 /25,000) ②施工区域図(1 /25,000) ③公図写し(1 /500・1 /600) ④実測図(1 /250・1 /500) ⑤土地利用計画図(1 /500)を添付すること。
- 3. ※欄は、記入しないこと。

第2号様式(第4条)

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 消防長 様

> 申 請 者 住 所 氏 名

開発事業に係わる消防同意書

申請に係わる消防協議内容を下記のとおり同意いたします。

記

				F	10			
受	付年月日		年	月	日	受付番号	香消警第	号
名	称							
位	置							
面	積					m^2		
用	途							
協	議年月日		年	月	日			
	a 174-1 1.44t a	o	→ HH 3/2	H 144) = = 11. EE 1	÷	77	10 8 M 0 T

協議

(同

回音

- 1 防火水槽 40 t 基を開発区域内に設置し、完成後都市計画法第 40 条第 2 項 の規定により、消防水利標識、専用用地を含め各市・町に帰属された場合は、香取 広域市町村圏事務組合(以下「事務組合」という。)で維持管理するものとする。 ただし、市・町に帰属されない場合は、所有者が維持管理するものとする。
- 2 防火水槽の設計(位置・構造)検査等については、別途事務組合と協議する。

なお、防火水槽の設置に係わる諸経費の一切は、申請者の負担とする。

3 消防水利設置工事については、事前に事務組合に別途申請する。

事項

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 様 消防長

> 申請者 住 所 氏 名

開発事業に係わる消防同意書

申請に係わる消防協議内容を下記のとおり同意いたします。

記

受	付	年	月	日			年		月	日	受	付番号	香	消警第	휟	号	
名				称													
位				置													
面				積							m	1^2					
用				途													
協	議	年	月	日			年		月	日							
Lefe	1	消火	人栓	(口:	径	ı	nm)		基を	開発有	可効区	域内に	設置	: し、 <u></u>	尼成後	都市計	·画法
協	台	第 40	条	第25	頁の規	見定り	こより	、消	防水	利標諳	哉を含	め各市	• 町	に帰原	属され	た場合	計は、
議					で維	持管	理する	5 t (のとう	する。	ただし	、 市町	に帰	属され	れない	場合に	は、所
同	7	有者 7	が維	持管	理す	るも	のとす	よる。)								
意	2 消火栓の設計(位置・構造)については、別途香取広域市町村圏事務組合(以下																
		「事務組合」という。)と協議し、完成検査は事務組合・ 合															
事	Ī	司で立	立会	いの	上実	施す	る。										

項 3 消防水利設置工事については、事前に事務組合に別途申請する。

第2号様式の3 (第4条)

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 消防長

申請者住所氏名

開発事業に係わる消防同意書

申請に係わる消防協議内容を下記のとおり同意いたします。

記

受	付年月	日		年	月	日	受付番号	香消警第	号
名		称							
位		置							
面		積					m^2		
用		途							
協	議年月	日		年	月	日			
協議(同意)事項	包含でき 2 将来 る場合に 議するも 3 消防が	さるの 開発区 は、事 と へ利設	で消防水和域の拡張に前に香取りする。	刊の新記 こより、 広域市 ついてに	受は免除 消防が 打村圏 は、事前	余とする ×利(事務組合	合(以下「事)の設置の)で の必要が生じ いう。)と協 のとし、諸経

承 諾 書

Ý	肖防水利の)承諾に	ついて	、甲事業	美主	と乙事業主
		_と下記	2条件に	より、月	9・乙が同意する。	
発	区域					
1		所				
2	面	// 積				m^2
ム所る	有の消防7	火利				
1	所 在	地				
2	水利種	. 別				
3	規					
()	甲の条件)					
(-	フの久仏)					
((乙の条件)					
						以上承諾いたしま
		年	月	日		以上 承 内 い に し よ
		'	/1	Н	甲 事業主	
					住所	
					社 名	
					代表者氏名	
					乙 事業主	
					住 所	
					社 名	
					代表者氏名	

年 月 日 香取広域市町村圏事務組合 様 消防長 設置者住所 氏 名 電話番号 () 消防水利設置計画審査願 宅地開発事業に基づく消防施設等に関する指導要綱第7条の規定による審査をお願 いします。 添 付 書 類 1 案内図 2 公図 (写し) 3 土地利用計画図兼消防水利配置計画図 4 建築物の配置図、平面図、立面図等 5 材料承認願 6 消防水利構造図又は水道配管図 7 工程表

香消警第号年月日

様

香取広域市町村圏事務組合 消防長

開発事業に係わる消防協議(同意)済書

都市計画法第32条第2項の規定により、申請に係わる消防協議内容を下記のとおりとします。

記

	3 +	⊣ •⁄	η.	-r								
申	請	者	任									
氏				名								
受	付	年	月	日			年	月	日	受付番号	香消警第	号
名				称		_						
位				置								
面				積						m^2		
用				途								
協	議	年	月	日			年	月	日			
₩	1	防	火力	く槽 4	10 t	基を	:開発	区域内	に設置	し、完成後	都市計画法第	9 40 条第2項
協	0	り規	定に	こより	、消防	水利	票識、	専用用	地を含	が各市・町	に帰属された	と場合は、香取
議	万	広域	市町	丁村圏	事務組	合 (以下	「事務終	且合」。	という。)で	維持管理する	るものとする。
(同		た	だし	八市	ĵ・町に	帰属	された	よい場合	合は、原	所有者が維持		のとする。
意)		な	お、	防火	水槽の	設置	に係れ	つる諸綿	圣費の-	一切は、申請	情者の負担と	する。
	2	防	火力	く槽の)設計 (位置	• 構造	造)検査	査等に~	ついては、月	川途事務組合	と協議する。
事	3	消	防水	く利設	置工事	につ	いてに	は、事前	前に事績		全申請する。	
項												

 香消警第
 号

 年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合 消防長 印

開発事業に係わる消防協議(同意)済書

都市計画法第32条第2項の規定により、申請に係わる消防協議内容を下記のとおりとします。

記

申請者住所氏名	
受付年月日	年 月 日 受付番号 香消警第 号
名称	
位置	
面積	m^2
用途	
協議年月日	年 月 日

協議

同

意

1 消火栓 (口径 mm) 基を開発有効区域内に設置し、完成後都市計画法第 40 条第2項の規定により、消防水利標識を含め各市・町に帰属された場合は、 で維持管理するものとする。ただし、市・町に帰属されない場合は、 所有者が維持管理するものとする。

なわ、相

なお、消火栓の設置に係わる諸経費の一切は、申請者の負担とする。

2 消火栓の設計(位置・構造)については、別途香取広域市町村圏事務組合(以下「事務組合」という。)と協議し、完成検査は、事務組合・ 合同で立会いの上実施する。

項

3 消防水利設置工事については、事前に事務組合に別途申請する。

香消警第号年月日

様

香取広域市町村圏事務組合 消防長 印

開発事業に係わる消防協議(同意)済書

都市計画法第32条第2項の規定により、申請に係わる消防協議内容を下記のとおりとします。

記

申	請	者	住	所								
氏				名								
受	付	年	月	日			年	月	日	受付番号	香消警第	号
名				称								
位				置								
面				積						m^2		
用				途								
協	議	年	月	日			年	月	日			
	1	۲	の開	開発事	業に関	祭して	は、月	昇発区 均	或全体が	に 既設の消防	水利()で包含
協	7	ごき	るの	つで消	防水和	刊の第	行設は	免除す	る。			
議	2	将	来開	発区	域の担	広張に	こより、	、消防2	水利 () 0	つ設置の必要	要が生ずる場合
同	V.	は、	事前	前に香	取広場	或市町	「村圏	事務組	合(以下	「事務組合	」という。)	と協議するも
	0	りと	する) 。								
意)	3	消	防力	〈利設	置工	事につ	ついて	は、事	前に事	务組合に別送	食申請するも	っのとし、諸経
事	撑	費の	一切	りは、	申請	皆の負	担と	する。				
項												

	香取広域市町村消防長	圏事務組合	様				年	月	日
				事業主住	所				
				氏	名				
				電話番	号	()		
				担当者氏	:名				
				連絡先電	話	(
	開下記のとおり変更	発事業に係れ							
				記					
1	変更内容			μΔ					
	(変更前)								
	(変更後 <u>)</u>								
	<u> </u>								
2	変更理由								
3	 添付書類								
J	你们看想								
	<u></u> 上記のことについ 年	いて、承認しる 月 日	ます。						
					香取広域市		事務約	組合	
					消防長			印	

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 消防長 様

申請者住所	
氏 名	
電話番号	()

開発事業廃止(休止)申請書

このことについて、 年 月 日付香消警第 号で申請しました下記 事業について、廃止(休止)申請いたします。

記

1	廃止(休止)事	事由	
2	名	称	
3	位	置	
4	面	積	m^2
5	用	途	

														香消警第	第	号
						消	防	水	利	設	置	同	意	書		
所	在	地	4													
消防力	消防水利の別															
事業	申言	請者	-													
氏		名	1													
いてに	よ、	下記											没置言	十画審査願	いのあっ	った件につ
1										記						
2																
3																
			2	年	月		日									
												香取) 消防:		市町村圏事	務組合印	

消防水利着工届出書

	香取) 消防 .		万町村	圏事	務組合	榜						年	月	Ħ	
下	記の	とおり	消防	水利	の工事	ぶを した	<u>-</u> () 0	<u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u>	事 生 工事担 工 <u>条</u> 生 経 は る 届 け	<u>所</u> 名 名 当者 名		())		
同	意 年	F 月	日			年		月	日	同意番·	号	香消警第	亨	号	
施	行	場	所								•				
T:	工事施行業者	者	住	所											
	1. 72	13 //	Н	氏	名									_	
			重 別	消	火 栓	規格	地"	下式	・単口	・双口		mm	数	基	Ē
エ	事	種		防り	と水槽 しんかん かいしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	規格	m	×	$_{ m m} \times$	m		m^3	奴	基	Ę
				1	新設	2	増調	没	3	改修	4	移設	5	その他	
ナ			期	着	工	年 月	日				:	年	月	F]
エ			朔	完	成。	年 月	日				:	年	月	F	1
*	受	付	欄			*	: 経			過		村	闌		

※欄は、記入しないこと。

香取広域市町村圏事務組合消防長	様	年	三 月	日
	事業主住所 氏 名 電話番号 担当者氏名 連絡先電話)	
消防水利	」設置計画変更承認	願		
下記のとおり変更したいので承	怒されたく申請します。			
	記			
1 変更の理由				
2 添付書類				
上記のことについて、承認しま 年 月 日	きす。			
	香取広域市	万町村圏事 務	系組合	

消防長

印

消防水利竣工届出書

香取広域市町村 消防長	圏事務組合	様					年	月	Ħ
				<u>住</u> 氏 工事	業 主 <u>所</u> 名 担当者 名 先電話		())	
下記のとおり消防	水利の工事	を竣工	した	のでお届	届けします	۲.			
同意年月日		年	,	月 日	同意番	:号	香消警第	1	号
施行場所									
工事施行業者	住 所								
工ず旭旬来有	氏 名								
	消火栓	規格	地一	下式・単	口・双口		mm	数	基
工事種別	防火水槽	規格	m	× m	× m		m^3	奴	基
	1 新設	2	増設	党 3	改修	4	移設	5	その他
工期	着工生	F 月	日				年	月	日
	完成生	F 月	日				年	月	日
※ 受 付 欄		*	経		過		村	Į	

備 考 1 ※欄は、記入しないこと。

2 添付書類は、工程表及び工程写真を添付すること。

香消警第 号

消防水利完成検査済証

所 在 地

消防水利の別

事業申請者

氏 名

年 月 日消防水利の検査をした結果、申請のとおり適合していることを認める。

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 消防長 印

別記1 (第5条)

現場打ち防火水槽の構造基準

1 型 式

標準型として、短辺4メートル×長辺5メートル×深さ2メートルとする。ただし、開発区域の状況により、標準型で設置できない場合は、事前協議し承認を受けるものとする。

2 構 造

- (1) 基礎の割栗石は、厚さ15センチメートル以上とする。
- (2) 基礎の捨てコンクリートは、厚さ5センチメートル以上とする。
- (3) 鉄筋は、直径 13 ミリメートル以上のもので、ピッチは 20 センチメートルとし、ダブル配筋とする。
- (4) 底・側・頂版の厚さ

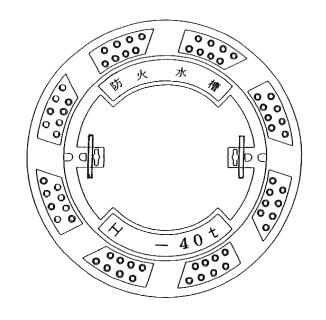
規模	型	底版	側版	頂版
$40\mathrm{m}^3$	I 型(空地用)	20cm 以上	20cm 以上	20㎝以上
40111	Ⅱ型(道路用)	25cm 以上	25cm 以上	25cm 以上

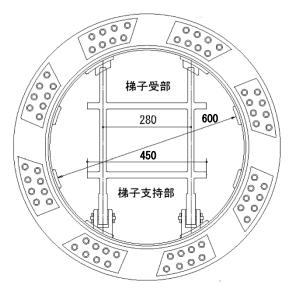
- ※ Ⅱ型(道路用)は、荷重25トン以上に耐えるものであること。
 - (5) 鉄筋へのコンクリートかぶりは、5センチメートル以上とする。
 - (6) 吸管投入孔は、直径 60 センチメートルの円形とし、1 防火水槽に2箇所設けること。

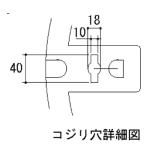
また、投入孔周囲は強度をもたせる構造とする。

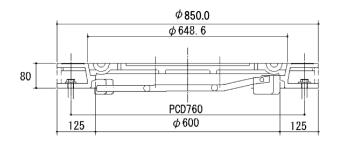
- (7) 吸管投入孔の真下に、一辺が 60 センチメートル以上、深さ 50 センチメートル以上の「ピット」を設けること。
- (8) 漏水防止のために、モルタル塗り又は塗布防水式とし、モルタル塗りの場合は、厚さ3センチメートル以上とする。
- (9) Ⅱ型の防火水槽の上部が舗装等される場合は、黄色にてゼブラマークを施すこと。

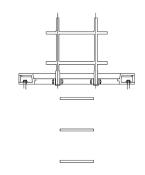
別記2(第5条)





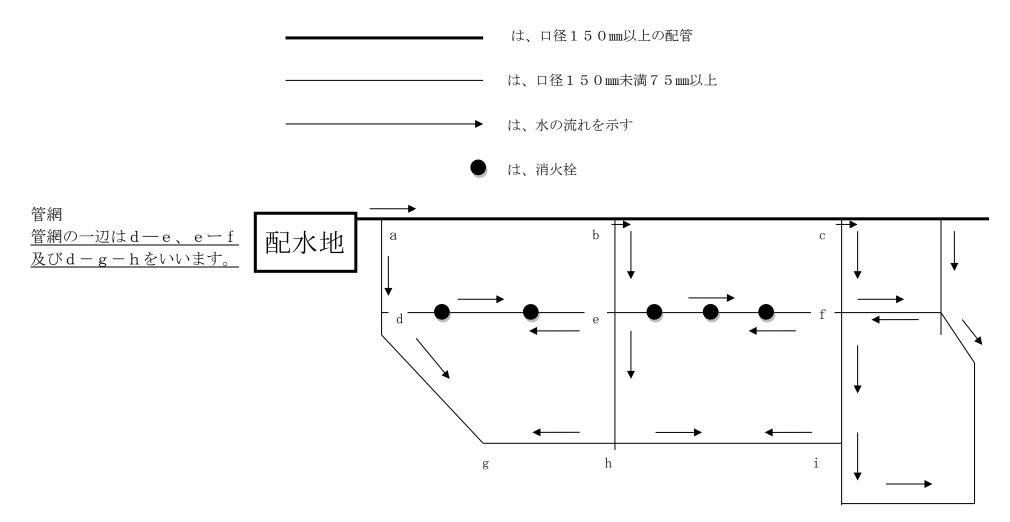


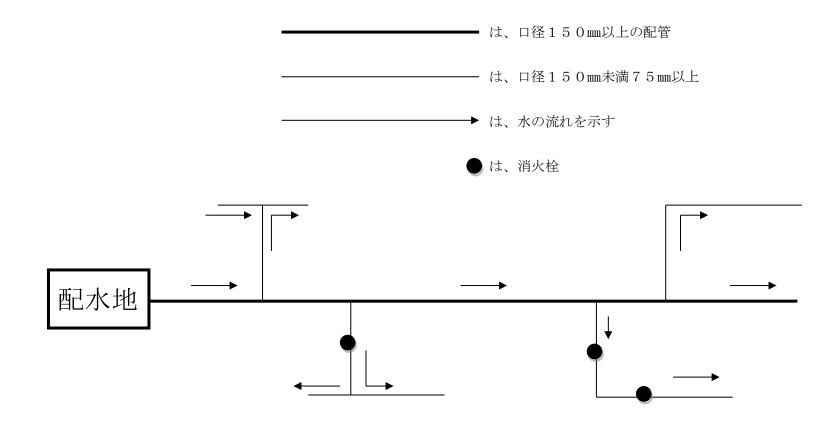




名称	防 火 用 水 鉄 蓋 ガタツキ・転落防止
材質	蓋FCD700 枠FCD600

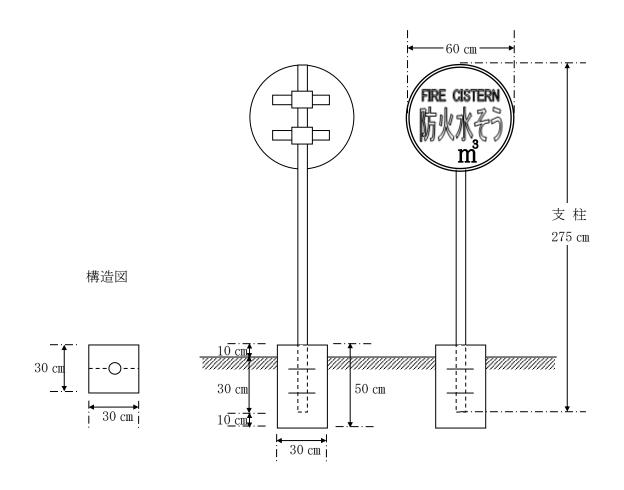
別記3-1 (第5条)





消防水利標識図

標識

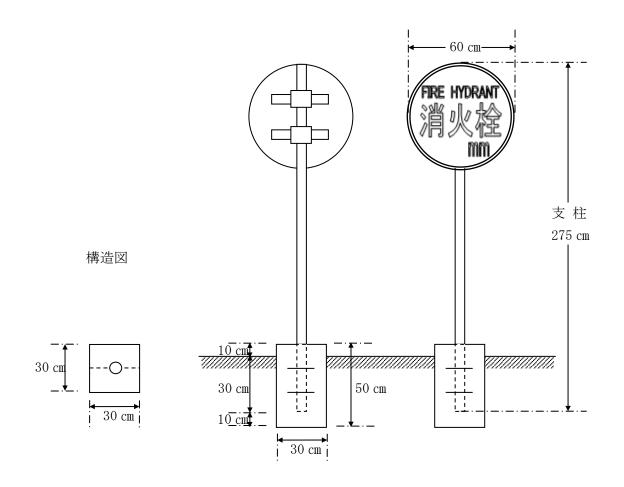


消防水利標識仕様書

標識	600型 アルミ製
支 柱	鉄製 50.8 φ、長さ 275cm
架 台	ブロック埋込型、30cm×30cm×50cm
設置方法	地上高 10cm とし、埋設方法とする。
標識固定	バンド止め
支柱固定	支柱埋込時2箇所ピン止め

消防水利標識図

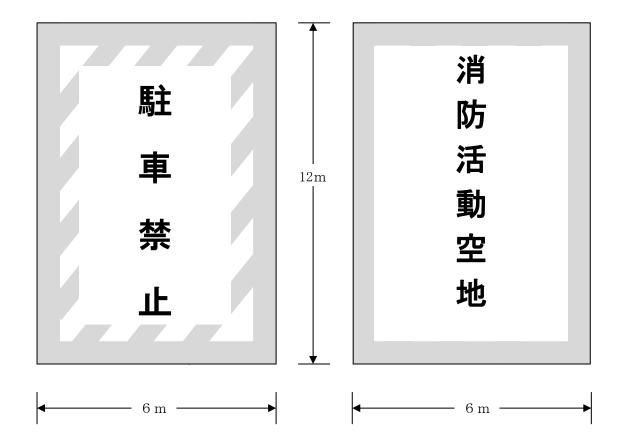
標識



消防水利標識仕様書

標識	600型 アルミ製
支 柱	鉄製 50.8 φ 、長さ 275cm
架 台	ブロック埋込型、30cm×30cm×50cm
設置方法	地上高 10cm とし、埋設方法とする。
標識固定	バンド止め
支柱固定	支柱埋込時2箇所ピン止め

消防活動空地表示例



別記6 (第6条) 道路幅員表

						(単位=m)
B路 A路幅員	幅員	4	5	6	7	8
4	a		4. 4	1. 8	0.6	0
4	b		2. 7	1. 7	0.7	0
5	a		3. 4	0.8	0	
5	b		1. 7	0.7	0	
6	a		2. 4	0		
O	b		0.9	0		
7	a		1. 4	0		
1	b		0.4	0		
8	a		0.4	0		
0	b		0.1	0		
9	a		0			
Э	b		0			

